学校における交流及び共同学習の推進について(概要)

平成30年2月 心のバリアフリー学習推進会議

1. 交流及び共同学習の推進

- ・ 交流及び共同学習は、障害のある子供・障害のない子供の双方に とって、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ 機会となるなど、「心のバリアフリー」の実現に向けて大きな意義を有する。
- ・現在行われている取組は、単発の交流機会や、障害について形式的に理解させる程度にとどまっている場合も多い。各学校において、継続的な取組として、年間を通じて計画的に進めることが重要。
- ・ その場限りの活動で終わらせないよう、子供たちに対する十分な事前 学習・事後学習を実施し、日常の学校生活においても障害者理解に 係る丁寧な指導を継続して実施することが重要。
- ・ 校長のリーダーシップの下、<u>学校全体で組織的に取り組み、全教職員</u>が目的や内容等を共有することが必要。
- ・教育委員会は、先進的な取組を域内の学校に普及するなどにより取組を推進。その際、学校が多様な業務を担い多忙化している状況も踏まえ、学校のマネジメントの観点からも支援が必要。

2. 障害のある人との交流の推進

- ・障害のある人との交流は、地域社会の中で、障害のある人と助け合い 支え合うことを学び、「心のバリアフリー」を育む機会として大きな意味。
- ・学校には交流を行うことができる施設等についての情報がない場合がある。教育委員会が福祉部局等と連携し、障害のある人との交流ができる団体・施設の連絡先を整理して学校に共有することが有効。

3. ネットワーク形成の促進

- ・学校において交流及び共同学習や障害のある人との交流を行うに当たり、教育委員会が中心となり、福祉部局、社会福祉法人、スポーツ・文化芸術などの関係団体等のネットワークを形成することが重要。
- このようなネットワークは、障害のある子供の卒業後も見据えた一貫した支援の観点からも重要。
- ・関係者が定期的な連絡・協議を行うなど、その機能の充実を図ることが重要。

4. 今後の推進方策

- **文部科学省において心のバリアフリーに関する事業を充実**し、事業を行っている学校だけではなく**全ての学校が継続的に実施できるよう、全国に** 取組を普及。
- 文部科学省においては、平成30年度中に「交流及び共同学習ガイド」を学校がより活用しやすいものに改訂し、考え方や進め方を周知。
- 教育委員会は、教育委員会と学校の役割分担の見直しや明確化、取組のJウハウの共有など、**学校の多忙化を踏まえた支援**を実施。
- 国や教育委員会における研修において計画的に取り上げるとともに、特別支援学校と小・中学校等の教職員の交流・相互理解を促進。
- 教育委員会において、障害のある人との交流に当たって学校が連携をとることができる団体・施設の連絡先を整理し共有。
- 教育委員会が中心となって、福祉部局、学校、社会福祉法人や関係団体等と連携したネットワークの形成を促進。
- (独)国立特別支援教育総合研究所のホームページ等において、教職員等が活用しやすいよう、交流及び共同学習の実践事例等を充実。